

項目	5 公共工事などから発生する未利用木材の有効活用について
答弁者	農林水産担当部長
質問要旨	<p>公共工事で発生する支障木などは、伐採後、森林内に残置するか、産業廃棄物として処理しており、多くが木材として利用されていない現状がある。</p> <p>東部農林事務所では、治山や林道の公共工事を対象に、林業経営体と「公共工事で発生する未利用木材の有効活用に関する協定」を結び、森林所有者、工事受注者、林業経営体の間の調整を行うことで、支障木等を有効に活用していく取組を始めたと同った。支障木等が価値のある資源として活用されるだけでなく、廃棄物処理に係る費用が不要となり、コスト削減につながる上、県産材の安定供給にも寄与する効果的な取組でもあると考える。</p> <p>公共工事における支障木等の有効活用は、東部以外の地域においても共通の課題であると認識している。また、公共工事だけでなく、林業の現場においても、残されている材木が少なくない現状である。未利用の材木は、今後、バイオマス発電の原料としても需要が増大することが予想される。</p> <p>そこで、県は、公共工事などから発生する未利用木材の有効活用について、今後どのように取り組んでいくのか伺う。</p>

<答弁内容>

次に、公共工事などから発生する未利用木材の有効活用についてであります。

全国的に木質バイオマス発電所の建設が進み、県内でもチップ等の低質材の需要が高まっており、未利用木材を有効活用していくことが重要であります。

このため、東部農林事務所では、協定を締結した林業経営体に治山・林道工事の伐採木の情報を提供し、未利用木材の搬出を促進することで、有効活用につなげており、今年度は、9件の工事において、800立方メートルの木材が活用される見込みとなっております。

袋井市におきましても、地域の未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電所が稼働し、チップの供給が必要となっていることから、この取組を県内全域に広げ、さらには、松枯れ被害木の処理など、森林分野の他の公共事業から発生する未利用木材の有効活用を進めてまいります。

また、林業の現場では、これまで採算性の低い低質材が森林内に残置されてきたため、現場でのチップ化や搬出効率向上の技術を普及指導するなど、林業経営体が行う未利用木材の搬出を支援してまいります。

県といたしましては、こうした未利用木材の有効活用の取組を拡大し、森林資源の循環利用を促進してまいります。

以上であります。